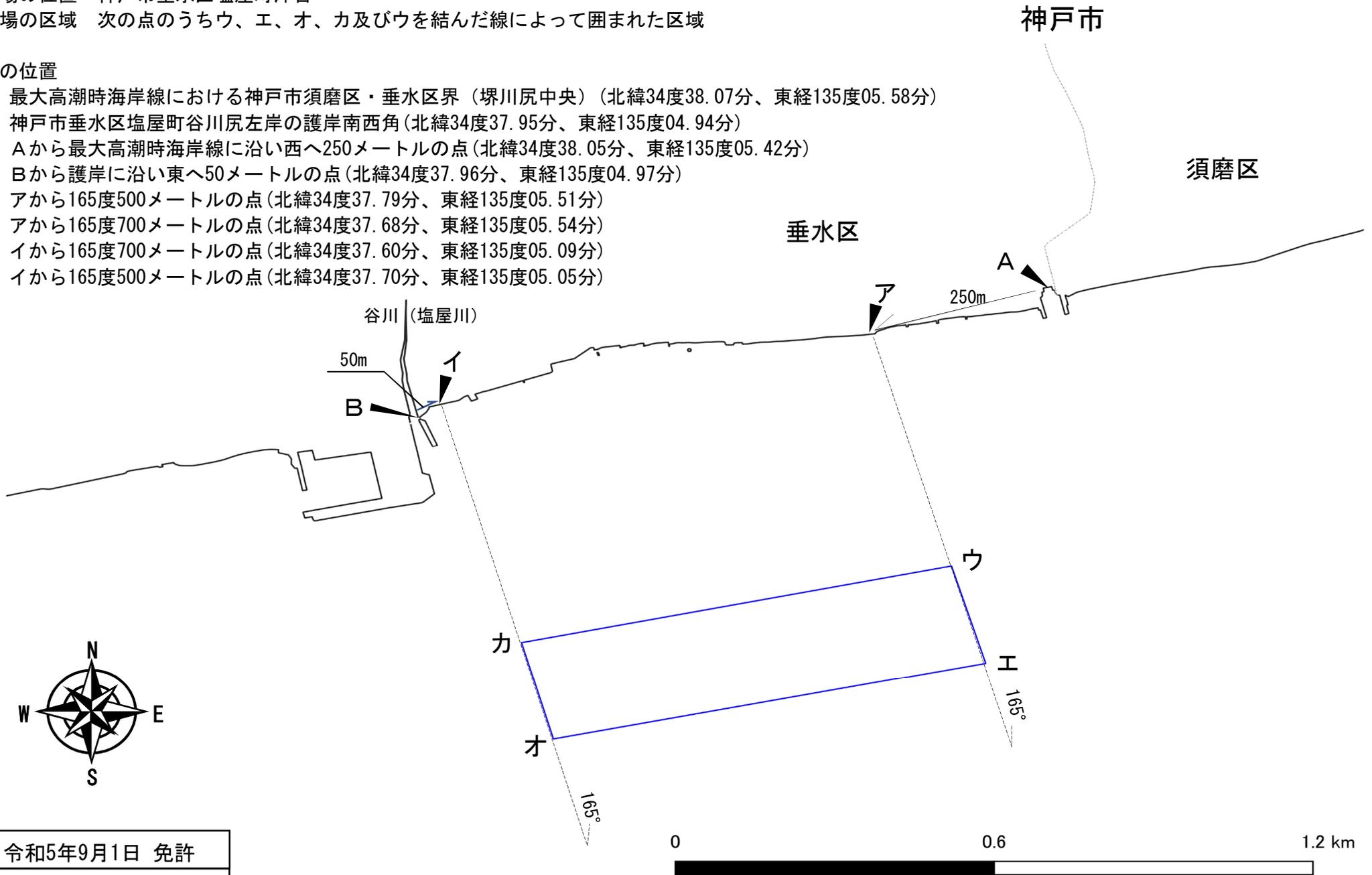


免許番号 共第5号  
漁場の位置 神戸市垂水区塩屋町沖合  
漁場の区域 次の点のうちウ、エ、オ、カ及びびウを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- A 最大高潮時海岸線における神戸市須磨区・垂水区界（堺川尻中央）（北緯34度38.07分、東経135度05.58分）
- B 神戸市垂水区塩屋町谷川尻左岸の護岸南西角（北緯34度37.95分、東経135度04.94分）
- ア Aから最大高潮時海岸線に沿い西へ250メートルの点（北緯34度38.05分、東経135度05.42分）
- イ Bから護岸に沿い東へ50メートルの点（北緯34度37.96分、東経135度04.97分）
- ウ アから165度500メートルの点（北緯34度37.79分、東経135度05.51分）
- エ アから165度700メートルの点（北緯34度37.68分、東経135度05.54分）
- オ イから165度700メートルの点（北緯34度37.60分、東経135度05.09分）
- カ イから165度500メートルの点（北緯34度37.70分、東経135度05.05分）



令和5年9月1日 免許  
共第5号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第5号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号 神戸市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		